平成３０年（フ）第３０号
秋田市仁井田本町３丁目９番18号
破産者　奈良崎貞夫
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６号
秋田県山本郡三種町芦崎字追泊99番地
破産者　畠山　定信
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成３０年（フ）第７号
秋田県能代市東町５番１号
破産者　佐藤スミ子
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第２０７９号
神奈川県綾瀬市早川城山３丁目２番12号
ヴィルフラン201
破産者　笠間　　毅
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４７号
横浜市泉区岡津町2780番地１　グリーンテラス四季203号
破産者　折戸　重樹
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５０９号
神奈川県藤沢市大庭5329番地の５　キラルミエールⅡ201
破産者　小島　秀俊
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５２５号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡１丁目８番15号
破産者　松戸　孝雄
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３８号
川崎市川崎区東門前３丁目11番17号
破産者　桜井　絵美（旧姓三枝）
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第６号
石川県羽咋郡宝達志水町北川尻子31番地
破産者　濱谷　幸雄
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第４６号
静岡市駿河区東静岡２丁目６番26―201号、開始決定時の住所静岡県焼津市柳新屋590―８
破産者　藪内　邦雄
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７７号
静岡市清水区横砂本町18番41号
破産者　前島　　遥
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４０号
静岡県浜松市東区天龍川町872番地、前住所静岡県浜松市東区天龍川町303番地の３ジェイハイム東浜松1009号室
破産者　河原　正明
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第６８号
静岡県磐田市上野部1616番地12　ビレッジハウス上野部１―302、前住所静岡県磐田市下野部135番地９
破産者　西河　清弘
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第８６号
静岡県浜松市西区舘山寺町2734番地
破産者　永田　次郎
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第９号
静岡県掛川市高御所72番地の７
破産者　枝村　理恵
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第６５７号
京都市南区東九条南河辺町１番地１　苗代コーポ206
破産者　公文　裕之
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８０４号
京都市西京区桂畑ケ田町190番地　ル・サフィール五条　503号室
破産者　大月　千春
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８３４号
京都府木津川市梅美台１丁目３番地７　レオパレスビューヒルズテン405号
破産者　山本　邦弘
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係